

点数分析表 (参考)

2024年(令和6年)1月1日実施

公益社団法人 日本歯科技工士会

◇金属歯冠修復

			製作技術料	材料料	70%		
M010	14 K 金合金	インレー(複雑)	284点	1,179点	199点		
		前歯 3/4 冠	370	1,473	259		
	金	大白歯	インレー(単純)	190	365	133	
			インレー(複雑)	284	675	199	
			* 4/5 冠	310	849	217	
			全部金属冠	454	1,069	318	
	バラ	前歯	インレー(単純)	190	248	133	
			インレー(複雑)	284	494	199	
			前歯 3/4 冠	370	610	259	
			4/5 冠	310	610	217	
	ウ	小臼歯	全部金属冠	454	765	318	
			ム	前歯	370	610	259
				小臼歯	310	610	217
				大白歯	310	849	217
M010-4	金	大白歯	190	365	133		
		前歯・小臼歯	190	248	133		
M011	☆前歯・小臼歯	レジン前装金属冠	1,174	# 953	822		
M010	銀	大白歯	インレー(単純)	190	24	133	
			インレー(複雑)	284	41	199	
			* 4/5 冠	310	53	217	
			全部金属冠	454	66	318	
	合	前歯	インレー(単純)	190	15	133	
			インレー(複雑)	284	31	199	
			※前歯 3/4 冠	370	38	259	
			※ 4/5 冠	310	38	217	
	合	乳歯	全部金属冠	454	48	318	
			M010-3	前歯	370	38	259
				小臼歯	310	38	217
				大白歯	310	53	217
M010-4	金	大白歯	190	24	133		
		前歯・小臼歯	190	15	133		
M011	☆前歯・小臼歯	レジン前装金属冠	1,174	# 106	822		
M010-2	チタン冠	全部金属冠	1,200	66	840		
M011-2	前歯	レジン前装チタン冠	1,800	66	1,260		

※乳歯を除く。 *ブリッジの支台に用いる場合。
☆小臼歯の場合は、ブリッジの支台歯となる第一小臼歯に限る。
#金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計

◇非金属歯冠修復他

			製作技術料	材料料	70%
M015	レジンインレー(単純)		128点	29点	90点
	レジンインレー(複雑)		180	40	126
	硬質レジンジャケット冠	加熱重合	768	8	538
		光重合	768	183	538
M015-2	CAD/CAM冠	小臼歯	1,200	*1 188	840
		大白歯	1,200	*2 181	840
		前歯	1,200	*3 350	840
		前歯	1,200	*4 438	840
M015-3	CAD/CAMインレー	小臼歯	750	*1 188	525
		大白歯	750	*2 181	525
		大白歯	750	*3 350	525

*1 CAD/CAM冠用材料(I) *2 CAD/CAM冠用材料(II)
*3 CAD/CAM冠用材料(III) *4 CAD/CAM冠用材料(IV)
*5 CAD/CAM冠用材料(V)
注 CAD/CAM冠用材料(III)を小臼歯に対して使用した場合は、
小臼歯のCAD/CAM冠用材料により算定する。

◇ポンティック他

			製作技術料	材料料	70%	
M017	鑄造ポンティック	大白歯	434点	1,231点	304点	
		小臼歯	434	927	304	
		大白歯	434	52	304	
		小臼歯	434	52	304	
	レジン前装金属ポンティック	前歯	金銀パラジウム合金	1,180	# 740	826
		前歯	銀合金	1,180	# 67	826
		小臼歯	金銀パラジウム合金	634	# 927	444
			銀合金	634	# 67	444
		大白歯	金銀パラジウム合金	494	#1,231	346
			銀合金	494	# 67	346
M017-2	高強度硬質レジンブリッジ	2,600	1,629	1,820		

#金属材料料と硬質レジン前装材料料の合計

◇有床義歯(レジン床)

			製作技術料	材料料	70%	
M018	仕	局部	1歯 ~ 4歯	594点	2点	416点
		局部	5歯 ~ 8歯	732	3	512
		局部	9歯 ~ 11歯	972	5	680
		局部	12歯 ~ 14歯	1,402	7	981
	げ	総	義歯	2,184	10	1,529

◇熱可塑性樹脂有床義歯

			製作技術料	材料料	70%	
M019	仕	局部	1歯 ~ 4歯	630点	37点	441点
		局部	5歯 ~ 8歯	852	37	596
		局部	9歯 ~ 11歯	1,064	37	745
		局部	12歯 ~ 14歯	1,678	37	1,175
	げ	総	義歯	2,682	37	1,877

◇クラスプ, バー他

			製作技術料	材料料	70%			
M020	鑄	双	14 K 金合金	255点	1,528点	179点		
			金銀パラジウム合金	255	984	179		
		子	犬・小	コバルトクロム合金	255	5	179	
				14 K 金合金	255	1,243	179	
		鉤	犬・小	金銀パラジウム合金	255	770	179	
				コバルトクロム合金	255	5	179	
	造	二腕鉤	大白歯	14 K 金合金	235	1,243	165	
			金銀パラジウム合金	235	675	165		
			コバルトクロム合金	235	5	165		
		鉤(レスト付)	犬	14 K 金合金	235	954	165	
				金銀パラジウム合金	235	587	165	
				コバルトクロム合金	235	5	165	
線	双	14 K 金合金	224	729	157			
		不銹・特殊鋼	224	7	157			
	腕	14 K 金合金	156	563	109			
		不銹・特殊鋼	156	7	109			
	鉤	レスト無	不銹・特殊鋼	132	7	92		
		※1	前歯	236	272	165		
M021-2	コン	犬歯・小臼歯	236	294	165			
		大白歯	236	338	165			
		※2	前歯	236	38	165		
	ピ	犬歯・小臼歯	236	38	165			
		大白歯	236	38	165			
		※1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上), 線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 ※2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金, 線鉤に 不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	キーパー付根面板を用いる場合	350	※	245		
シ	ン	※材料料とキーパー料の合計により算定する ・金銀パラジウム合金 大白歯 675点 前歯・小臼歯 494点 ・銀合金 大白歯 41点 前歯・小臼歯 31点 ・キーパー 233点	キーパー付根面板を用いる場合	350	※	245		
		※材料料とキーパー料の合計により算定する ・金銀パラジウム合金 大白歯 675点 前歯・小臼歯 494点 ・銀合金 大白歯 41点 前歯・小臼歯 31点 ・キーパー 233点	キーパー付根面板を用いる場合	350	※	245		
		※材料料とキーパー料の合計により算定する ・金銀パラジウム合金 大白歯 675点 前歯・小臼歯 494点 ・銀合金 大白歯 41点 前歯・小臼歯 31点 ・キーパー 233点	キーパー付根面板を用いる場合	350	※	245		
M022	間	接	支	台	装置	111	-	78
		バ	屈	造	金銀パラジウム合金	458	1,577	321
曲	コバルトクロム合金			458	18	321		
M023	保	持	装置	不銹・特殊鋼	268	30	188	
			装置	62	-	43		

◇乳歯冠・小児保険装置

			製作技術料	材料料	70%
M016	乳歯冠	1 乳歯金属冠の場合	200点	30点	140点
		※2 その他の場合	390	2	273
M016-2	小児保険装置		600	-	420
M016-3	既製金属冠		200	29	140

※乳歯に対してジャケット冠を装着する場合。人工歯料を別に算定。

◇その他

			製作技術料	材料料	70%
M026	補綴	隙	65点	-点	46点

◇修理

			製作技術料	材料料	70%
M029	有床義歯	修理	260点	-点	182点

◇有床義歯内面適合法

			製作技術料	材料料	70%
M030	軟質材料を用いる場合		1,200点	※	840点
	※シリコン系166点, アクリル系100点				

◇人工歯料

M014 M017 M018 M019	部位 材料	前歯部		臼歯部	
		両側	片側	両側	片側
	レジン歯	24点	12点	24点	12点
	スルフォン樹脂 レジン歯	62	31	87	43
	硬質レジン歯	58	29	73	37
	陶歯	187	94	101	51

歯科診療報酬点数表
第12部 歯冠修復及び欠損補綴
通則

5. 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

この分析表は、上記通則5に基づき、製作技工に要する費用の割合を70%とした場合の点数を算出したものである。

注1. %は製作技術料についてのものので小数第1位で四捨五入した。
注2. 材料料とは特定保険医療材料料のことである。
注3. 1点は10円であり、材料料を加算したものが合計請求額となる。